

第 36 回定期総会

2019 年 6 月 16 日(日)

1. 開会
2. 支部長挨拶
3. 議長選出
4. 議事録署名人指名
5. 議案
 - 議案 1 2018 年度事業報告について
 - 議案 2 同 決算報告について
 - 議案 3 同 会計監査報告
 - 議案 4 2019 年度事業計画(案)について
 - 議案 5 同 予算 (案) について
 - 議案 6 支部規約改定について
 - 議案 7 その他
6. 来賓祝辞
7. 閉 会

中央大学学会日野支部

議案 1 2018年度事業報告について 【2018年度事業報告】

1 会員相互の交流・親睦

(1) 第35回定期総会

開催日時 2018年6月17日(日) 16:00～

開催場所 サカエヤ茶楼

出席者 26人

総会議事

開会

支部長挨拶

議長選出

議事録署名人指名

議案

議案1 平成29年度事業報告について

議案2 同 決算報告について

議案3 同 会計監査報告

議案4 役員改選について

議案5 平成30年度事業計画(案)について

議案6 同 予算(案)について

議案7 その他

来賓祝辞

閉会

(2) 懇親会

開催日時 2018年6月17日(日) 18:00～20:00

開催場所 サカエヤ茶楼 日野市

出席者 26人

(3) ホームカミングデー

開催日時 2018年10月7日(日) 10:00～

開催場所 中央大学多摩キャンパス

企画内容 日野支部のブースで「立川ライオン」（会員が店主）、鈴木副支部長の協力で模擬店出店
実施実績 焼鳥、竹炭販売

(4) 親睦旅行会

開催日時 2018年11月17日（土）～18日（日） 埼玉県秩父市方面
参加者 7人

(5) ピッツァ&バーベキュー

開催日時 2018年11月23日（金）
開催場所 地蔵山野営場
企画内容 鈴木副支部長の協力をいただき家族で参加できるデイキャンプを開催
参加者 20人

(6) 初詣・新年会

開催日時 2019年1月20日（日）12:00～
開催場所 初詣：高幡不動尊
新年会：絆ダイニング
参加者 17人

(7) 同好会活動の推進

1) 二輪同好会

・バイクツーリング

開催日 4/14,15（静岡方面）、5/8（オートバイ実技教室）、8/18（山梨、静岡方面）、11/4（山梨方面）、1/12（鴨川方面）

・二輪同好会ホームページの開設

2017年11月より公開

(8) 支部会員の親睦活動

1) 二水会の開催

開催日時 毎月 第二水曜日 午後6時～
開催場所 JR日野駅「麒麟坊」

2 大学及び学員と市民との交流

(1) みんなと一緒の運動会

日野市社会福祉協議会・東京日野ライオンズクラブ主催

開催日時 2018年9月30日(日) 10:00～15:00

開催場所 日野市

主な業務 競技用具の用意・片付け、選手誘導、会場整理ボランティア

* 荒天のため中止

(2) 箱根駅伝予選会応援

開催日時 2018年10月13日(土) 9:35～

開催場所 陸上自衛隊立川駐屯地～立川市街地～国営昭和記念公園

参加者 18人(不動産建設白門会・現役音研混声合唱団と合同)

(3) 支部対抗! 大学ブランド力向上企画コンテスト

チーム防災と応募「日野市自主防災会立ち上げプロジェクト」

佳作を受賞

(4) 現役学生の応援 文化系学生の公演会参加、体育系学生の大会応援等

1) 全国高等学校珠算競技大会

主催 中央大学珠算研究会・白珠会

開催日時 2018年10月8日(日)

開催場所 中央大学多摩キャンパス3号館

参加者 1人

2) 音楽研究会混声合唱団定期演奏会

開催日時 2018年12月21日(金)

開催場所 府中

参加者 5人

3 他組織との交流・親睦

(1) 学員会本部の行事へ参加 総会・協議員会・公開講座等

1) 全国支部長会議

開催日 2018年5月18日(金)

開催場所 駿河台記念館

2) 学員協議員会・学員定期総会

開催日 2018年5月19日(土)

開催場所 駿河台記念館

(2) 三多摩連絡協議会主催行事へ参加 総会・その他

1) 三多摩地区連絡協議会役員会

開催日 2018年7月26日(木)

開催場所 京王クラブ(多摩)

2) 三多摩地区連絡協議会総会

開催日 2019年1月19日(土)

開催場所 京王クラブ(多摩)

(3) 近隣支部との交流 総会・その他

1) 学会会八王子支部総会

開催日時 2018年5月25日(金)

開催場所 マロウドイン八王子

2) 学会会多摩白門会支部総会

開催日 2018年6月24日(日)

開催場所 パルテノン多摩

3) 近畿ブロック125周年記念事業近畿白門祭

開催日 2018年11月18日(日)

開催場所 国際交流センター(大阪市)

4 支部組織の充実

ホームページ、フェイスブック等を利用して支部入会の勧誘を行った結果、数名の入会に繋がり、支部事業への参加が得られた。

5 ホームページ、フェイスブック等の適宜更新

平成17年5月3日(月)から継続していた管理者とサーバを変更することとし、昨今普及しているスマートフォンや、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)の常用化に対応するべく、また最新の技術とセキュリティー、流行のアイ・キャッチ・デザイン、さらに会員自ら掲載内容の更新作業が可能となるコンテンツ・マネージメント・システム(CMS)を取り入れたホームページへ、平成28年12月1日(木)全面的にリニューアルをした。これにより各種行事や企画への出欠回答もホームページから可能となった。

(1) ホームページ

<https://www.hakumon-hino.com/index.html>

(2) メール

info@hakumon-hino.com

(3) Facebook

<https://www.facebook.com/hinoshibu.chuouniv?ref=hl>

議案2 2018年度 決算報告について 別紙

議案3 2018年度 会計監査報告 別紙

議案4 2019年度事業計画(案)について

【2019年度事業計画(案)】

1 会員相互の交流・親睦

(1) 第36回定期総会

開催日時 2019年6月16日(日) 16:00～

開催場所 サカエヤ茶楼

総会議事

開会

支部長挨拶

議長選出

議事録署名人指名

議案

議案1 2018年度事業報告について

議案2 同 決算報告について

議案3 同 会計監査報告

議案4 2019年度事業計画(案)について

議案5 同 予算(案)について

議案6 支部規約改定について

議案7 その他

来賓祝辞

閉会

(2) 懇親会

開催日時 2019年6月16日(日) 17:00～

開催場所 サカエヤ茶楼 日野市大坂上1丁目30-14サカエヤレジデンス

(3) ホームカミングデー

開催日時 2019年9月29日(日) 10:00～

開催場所 中央大学後楽園キャンパス

参加企画 今後検討

(4) 親睦旅行会

開催日時 2020年2月15日(土)～16日(日)

行先 伊豆方面を予定

交通機関 マイクロバス利用

募集人数 20人限定

会費 25,000円(宿泊費、2昼食、その他観光・高速代等一切込み)

(5) 初詣・新年会

開催日 2020年1月19日(日) (予定)

開催場所 初詣：高幡不動尊

新年会：場所、会費は未定

(6) 同好会活動の推進

1) ゴルフ同好会

・ゴルフコンペの企画・参加

2) 二輪同好会

・バイクツーリング

・レクリエーション

・二輪同好会のホームページ運営

(7) 支部会員の親睦活動

1) 二水会の開催

開催日時 毎月 第二水曜日 午後6時～

開催場所 JR日野駅「麒麟坊」

2 大学及び学员と市民との交流

(1) 中央大学学術講演会

開催日時 2019年6月16日(日) 14:00～

会場 ひの煉瓦ホール(日野市民会館)小ホール

講師 橋本 基弘氏 中央大学法学部教授

演題 「くらしの中の憲法～日々の生活の中で知らぬ間に関わっている憲法のおはなし～」

(2) みんなと一緒の運動会

主催 日野市社会福祉協議会・東京日野ライオンズクラブ

開催日時 2019年10月6日(日) 10:00～15:00
開催場所 日野市市民の森ふれあいホール
主な業務 競技用具の用意・片付け、選手誘導、会場整理ボランティア

(3) 箱根駅伝予選会応援

開催日時 2019年10月26日(土) 9:35～
開催場所 陸上自衛隊立川駐屯地～立川市街地～国営昭和記念公園

(4) 現役学生の応援 文化系学生の公演会参加、体育系学生の大会応援等

3 他組織との交流・親睦

- (1) 学員会本部の行事へ参加 総会・協議員会・公開講座等
- (2) 三多摩連絡協議会主催行事へ参加 総会・その他
- (3) 近隣支部との交流 総会・その他

4 支部組織の充実

会員拡大 市内在住・在勤学員へ支部入会の勧誘を行う。

5 ホームページ・フェイスブックの適宜更新

- (1) ホームページ <https://www.hakumon-hino.com/index.html>
- (2) Eメール info@hakumon-hino.com
- (3) Facebook <https://www.facebook.com/hinoshibu.chuouniv?ref=hl>

議案5 2019年度予算(案)について 別紙

議案6 支部規約改定について 別紙

収 支 計 算 書
自 平成30年4月 1日
至 平成31年3月31日

議案2

収入の部

(単位 円)

科目	予算額	流用充当額	決算額	増減(△)
総会会費	180,000	0	156,000	△ 24,000
総会祝金	20,000	0	8,000	△ 12,000
新年会会費	180,000	0	129,000	△ 51,000
役員寄附金	20,000	0	50,550	30,550
公開講演会協賛金	100,000	0	0	△ 100,000
支部交付金	180,000	0	6,000	△ 174,000
預金利息	500	0	12	△ 488
雑収入	30,000	0	10,000	△ 20,000
小計A	710,500	0	359,562	△ 350,938
前期繰越金B	1,452,809	0	1,452,809	0
合計C=A+B	2,163,309	0	1,812,371	△ 350,938

支出の部

(単位 円)

科目	予算額	流用充当額	決算額	増減(△)
事務局費	1,000		0	1,000
印刷通信費	70,000		47,662	22,338
諸会費	80,000		44,000	36,000
公開講演会諸費用	100,000		12,900	87,100
総会費	180,000		158,250	21,750
新年会費	180,000		126,943	53,057
役員会費	1,000		0	1,000
他行事費	180,000		74,239	105,761
雑費	20,000	1,600	21,600	0
予備費	30,000	△ 1,600	0	28,400
小計D	842,000	0	485,594	356,406
次期繰越金E=C-D	1,321,309		1,326,777	△ 5,468
合計F=D+E	2,163,309	0	1,812,371	350,938

中央大学学員会日野支部財産目録
平成31年3月31日現在

単位:円

資産の部	
種別	金額
流動資産	
多摩信用金庫日野支店 普通口座	1,166,462
ゆうちょ銀行 通常口座	160,315
現金	0
資産の部合計	1,326,777

負債の部	
種別	金額
流動負債	
未払金	0
預り金	0
負債の部合計(A)	0
次期繰越金	1,326,777
純資産合計(B)	1,326,777
負債及び純資産の部合計(A)+(B)	1,326,777

上記のとおり報告致します。

令和元年5月21日

中央大学学員会日野支部

支部長 田中哲也



会 計 二澤英治



会 計 堀口勝裕



支部長から提出された関係書類により、証拠書類を照合した結果、経理及び会計処理はいずれも符合しており誤りのないことを確認した。

中央大学学員会日野支部

監 査 佐野栄一



監 査 甲 康枝



収支予算書(案)

議案5

自 平成31年4月 1日
至 令和 2年3月31日

収入の部 (単位 円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減(△)
総会会費	180,000	180,000	0
総会祝金	20,000	20,000	0
新年会会費	180,000	180,000	0
役員寄附金	20,000	20,000	0
学術講演会協賛金	200,000	100,000	100,000
支部交付金	180,000	180,000	0
預金利息	500	500	0
雑収入	30,000	30,000	0
小計	810,500	710,500	100,000
前期繰越金	1,326,777	1,452,809	△ 126,032
			0
合計	2,137,277	2,163,309	△ 26,032

支出の部 (単位 円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減(△)
事務局費	1,000	1,000	0
印刷通信費	70,000	70,000	0
諸会費	80,000	80,000	0
学術講演会諸費用	200,000	100,000	100,000
総会費	180,000	180,000	0
新年会費	180,000	180,000	0
役員会費	1,000	1,000	0
他行事費	180,000	180,000	0
雑費	20,000	20,000	0
予備費	30,000	30,000	0
小計	942,000	842,000	100,000
次期繰越金	1,195,277	1,321,309	△ 126,032
			0
合計	2,137,277	2,163,309	△ 26,032

規 約

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本支部は、中央大学学生会日野支部と称し、通称を日野白門会とする。

(目 的)

第 2 条 本支部は、会員相互の親睦をはかり、もって母校中央大学の興隆と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本支部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に連なる事業
- (2) 名簿の発行
- (3) 講演会、研究会等の開催
- (4) その他必要と認める事業

(事務所)

第 4 条 本支部の事務所は支部長の住所または、支部長が指定した住所に置く。

第2章 会 員

(会 員)

第 5 条 本支部の会員は、東京都日野市に在住または在勤の次の者とする。

- (1) 中央大学を卒業しまたは在籍したことのある者
- (2) 中央大学の教職員または教職員であった者

2 前項のほか、支部長が特別に認めた者を会員とすることができる。

(入 会)

第 6 条 本支部へ入会を希望する者は、所定の入会届を提出しなければならない。

(退 会)

- 第 7 条 会員は、届出によって退会することができる。
- 2 前項のほか、会員は以下の事由により退会する。
- (1) 死亡したとき
 - (2) 第 5 条第 1 項の会員資格に該当しなくなったとき
 - (3) 連絡が取れない期間が 2 年を超えたとき
- 3 会員が、次に該当するときには、総会の決議により退会させることができる。
- (1) 本支部の品位を失うべき非行があったとき
 - (2) 本支部の秩序を乱したとき

第 3 章 役 員

(役 員)

第 8 条 本支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1 名
- (2) 副支部長 3 名以内
- (3) 幹事長 1 名
- (4) 副幹事長 3 名以内
- (5) 幹事 10 名以内
- (6) 会計 2 名以内
- (7) 監査 2 名以内

(役員任期)

第 9 条 役員任期は選任後、翌々年度の定期総会の終結時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員で選任された役員任期は、前任役員または現存役員残任期と同一とする。

3 役員任期が満了または辞任した場合には、後任役員が就任するまでは引き続きその職務を行うものとする。

4 支部長の在任期間は、通算 6 年を超えてはならない。

(役員選出)

第 10 条 支部長、副支部長、幹事及び監査は、総会において選出する。

2 幹事長、副幹事長及び会計は、幹事の中から互選により選定する。ただし、前項役員と一括して総会で選定することを妨げない。

(役員の仕事)

第11条 支部長は、本支部を代表し会務を統轄する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 幹事長は、支部長の命を承け幹事を統轄し、本支部の業務を運営する。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、広報、会員管理等の各業務を分掌する。幹事長に事故あるときはその職務を代行する。
- 5 幹事は、幹事長の命を承け本支部の業務を執行する。
- 6 会計は、本支部の会計を掌る。
- 7 監査は、会計を監査する。

(相談役)

第12条 本支部に相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、本支部の支部長であった者、または支部長が特に必要と認めた者とし、支部長が委嘱する。
- 3 相談役は、本支部の運営について支部長の諮問に応える。
- 4 相談役の委嘱期間は、委嘱した支部長の在任期間と同一とする。

第4章 総会

(総会)

第13条 本支部は、毎年1回定期総会を開催し、臨時総会は、必要に応じて随時開催することができる。

- 2 定期総会は、毎年6月中に開催する。ただし、やむをえない事由があるときはこの限りでない。

(招集)

第14条 総会は、支部長が招集する。

- 2 支部長は、総会の2週間前までに、書面または電磁的方法により、会員に対して招集通知を発しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、支部長がこれにあたる。支部長に事故あるときは、出席した会員の中から議長を選出する。

(議事録署名人)

第16条 議長は、出席した会員の中から1名を議事録署名人として指名する。

(議決)

第17条 総会の議事は、この規約に別段の定めがあるものを除き、出席した会員の過半数をもって決する。

(総会議事録)

第18条 総会の議事については、その経過の要領及び結果等を記載した議事録を作成し、議長及び議事録署名人が署名または記名押印する。

2 前項の議事録は、総会の日から5年間、事務所に備え置かなければならない。

第5章 役員会

(役員会)

第19条 役員会は第7条(監査を除く)に掲げる役員で構成する。

2 役員会は、支部長が招集する。

3 監査は、必要に応じて役員会に出席し、意見を述べることができる。

4 役員の3分の1以上からの請求があったときには、支部長は役員会を招集しなければならない。

(委員会)

第20条 本支部に、第3条に掲げる事業を遂行するため委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、支部長が委嘱し、その任期は役員の任期と同一とする。

第6章 会計

(財源)

第21条 本支部の経費は、会員の拠出金によるもののほか寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第22条 本支部の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(予算及び決算)

第23条 本支部の予算案は、役員会がこれを作成し、総会の承認を受けなければならない。

2 本支部の決算書は、会計がこれを作成し、監査の会計監査を受けたうえで、総会の承認を受けなければならない。

3 定期総会が第13条に定める期間内に開催されないときは、当該予算が決定されるまでは前年度の予算をもって執行することができる。

(慶 弔)

第24条 本支部は、別途慶弔規程を定めて、会員に対して慶弔金を支給することができる。

第7章 附 則

(改 定)

第25条 本規約は、総会において、出席した会員の3分の2以上の賛成をもって改定することができる。

(施行日)

第26条 改定規約は、令和元年6月19日より施行する。

中央大学学員会日野支部 規約 新旧対照表

現行	改定案	備考
<p>(名称) 第1条 本支部は、中央大学学員会日野支部と称する。</p>	<p>(名称) 第1条 本支部は、中央大学学員会日野支部と称し、<u>通称を日野白門会とする。</u></p>	<p>他支部においては通称を併記している</p>
<p>(目的) 第2条 本支部は、学員相互の親睦をはかり、もって母校中央大学の興隆と地域社会の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第2条 本支部は、学員相互の親睦をはかり、もって母校中央大学の興隆と地域社会の発展に寄与することを目的とする。</p>	
<p>(組織) 第3条 本支部は、日野市に在住又は在勤する学員をもって組織する。</p>	<p>(削除)</p>	<p>会員規定を新設するため</p>
<p>(事務所) 第4条 本支部の事務所は支部長宅に置く。</p>	<p>(事務所) 第4条 本支部の事務所は支部長の<u>住所または、支部長が指定した住所</u>に置く。</p>	
<p>(事業) 第5条 本支部は、目的を達成するために次の事業を行う。 (1) 会員相互の親睦に連なる事業 (2) 名簿の発行 (3) 講演会、研究会等の開催 (4) その他必要と認める事業</p>	<p>(事業) 第3条 本支部は、<u>前条</u>の目的を達成するために次の事業を行う。 (1) 会員相互の親睦に連なる事業 (2) 名簿の発行 (3) 講演会、研究会等の開催 (4) その他必要と認める事業</p>	<p>第5条から第3条へ繰り上げ</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>会員</u>) 第5条 本支部の会員は、東京都日野市に在住または在勤の次の者とする。</p>	<p>会員資格の明確化</p>

	<p>(1) <u>中央大学を卒業または在籍したことがある者</u></p> <p>(2) <u>中央大学の教職員または教職員であった者</u></p> <p>2 <u>前項のほか、支部長が特別に認めた者を会員とすることができる。</u></p>	
(新設)	<p>(入会)</p> <p>第6条 <u>本支部へ入会を希望する者は、所定の入会届を提出しなければならない。</u></p>	
(新設)	<p>(退会)</p> <p>第7条 <u>会員は、届出によって退会することができる。</u></p> <p>2 <u>前項のほか、会員は以下の事由により退会する。</u></p> <p>(1) <u>死亡したとき</u></p> <p>(2) <u>第5条第1項の会員資格に該当しなくなったとき</u></p> <p>(3) <u>連絡が取れない期間が2年を超えたとき</u></p> <p>3 <u>会員が、次に該当するときには、総会の決議により退会させることができる。</u></p> <p>(1) <u>本支部の品位を失うべき非行があったとき</u></p> <p>(2) <u>本支部の秩序を乱したとき</u></p>	
<p>(役員)</p> <p>第6条 本支部に次の役員を置く。</p> <p>(1) 支部長 1名</p> <p>(2) 副支部長 3名以内</p> <p>(3) 理事 若干名</p> <p>(4) 幹事長 1名</p> <p>(5) 副幹事長 若干名</p> <p>(6) 幹事 若干名</p> <p>(7) 会計 2名</p>	<p>(役員)</p> <p>第8条 本支部に次の役員を置く。</p> <p>(1) 支部長 1名</p> <p>(2) 副支部長 3名以内</p> <p>(3) 幹事長 1名</p> <p>(4) 副幹事長 <u>3名以内</u></p> <p>(5) 幹事 <u>10名以内</u></p> <p>(6) 会計 <u>2名以内</u></p> <p>(7) 監査 <u>2名以内</u></p>	<p>理事の廃止</p> <p>員数の明確化</p>

<p>(8) 監査 2名</p>		
<p>(役員の任期) 第7条 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。</p>	<p>(役員の任期) 第9条 役員の任期は<u>選任後、翌々年度の定期総会の終結時までとする。ただし、再任を妨げない。</u> 2 補欠または増員で選任された役員の任期は、<u>前任役員または現存役員の残任期と同一とする。</u> 3 役員の任期が満了しまたは辞任した場合においては、<u>後任役員が就任するまでは引き続きその職務を行うものとする。</u> 4 支部長の在任期間は、<u>通算6年を超えてはならない。</u></p>	<p>任期の見直し 支部長多選制限の新設</p>
<p>(役員の選出) 第8条 役員は、総会において選出する。</p>	<p>(役員の選出) 第10条 支部長、副支部長、幹事及び監査は、総会において選出する。 2 幹事長、副幹事長及び会計は、<u>幹事の中から互選により選定する。ただし、前項役員と一括して総会で選定することを妨げない。</u></p>	<p>選任方法の明確化 従来の選任方法を踏襲できるように配慮</p>
<p>(役員の職務) 第9条 (1) 支部長は、本支部を代表し会務を統轄する。 (2) 副支部長は支部長を補佐し支部長に事故あるときはその職務を代行する。 (3) 理事は支部長、副支部長を補佐し会の業務運営を分担遂行する。 (4) 幹事長は、支部長の命を承け幹事を統轄し、事務局長を兼ねる。</p>	<p>(役員の職務) 第11条 支部長は、本支部を代表し会務を統轄する。 2 副支部長は、支部長を補佐し支部長に事故あるときはその職務を代行する。 3 幹事長は、支部長の命を承け幹事を統轄し、<u>本支部の業務を運営する。</u> 4 副幹事長は、<u>幹事長を補佐し、広報、会員管理等の各業務を分掌する。幹事長に事故あるときはその職務を代行する。</u></p>	<p>各役員の職務の明確化</p>

<p>(5) 副幹事長は、幹事長を補佐する。</p> <p>(6) 会計は、本支部の会計を掌る。</p> <p>(7) 監査は、会計を監査する。</p>	<p>5 <u>幹事は、幹事長の命を承け本支部の業務を執行する。</u></p> <p>6 会計は、本支部の会計を掌る。</p> <p>7 監査は、会計を監査する。</p>	
<p>(顧問、相談役)</p> <p>第10条 本支部に顧問、相談役を置くことができる。顧問、相談役は、役員会の推薦により支部長が委嘱し、本支部の運営について支部長の諮問に応える。</p>	<p>(相談役)</p> <p>第12条 本支部に相談役を置くことができる。</p> <p>2 <u>相談役は、本支部の支部長であった者、または支部長が特に必要と認めた者とし、支部長が委嘱する。</u></p> <p>3 <u>相談役は、本支部の運営について支部長の諮問に応える。</u></p> <p>4 <u>相談役の委嘱期間は、委嘱した支部長の在任期間と同一とする。</u></p>	<p>顧問の廃止</p> <p>相談役の資格の限定</p> <p>相談役の任期の明確化</p>
<p>(総会)</p> <p>第11条 本支部は、毎年1回定期総会を開催する。支部長が必要と認めたときは、役員会の議を経て臨時総会を開催することができる。</p>	<p>(総会)</p> <p>第13条 本支部は、毎年1回定期総会を開催し、臨時総会は、必要に応じて随時開催することができる。</p> <p>2 <u>定期総会は、毎年6月中に開催する。ただし、やむをえない事由があるときはこの限りでない。</u></p>	<p>開催時期の明確化</p>
<p>(新設)</p>	<p>(招集)</p> <p>第14条 <u>総会は、支部長が招集する。</u></p> <p>2 <u>支部長は、総会の2週間前までに、書面または電磁的方法により、会員に対して招集通知を発しなければならない。</u></p>	<p>招集に関する規定の新設</p>
<p>(新設)</p>	<p>(議長)</p> <p>第15条 <u>総会の議長は、支部長がこれにあたる。支部長に事故あるときは、出席した会員の中から議長を選出する。</u></p>	<p>議長に関する規定の新設</p>

(新設)	<p>(議事録署名人)</p> <p>第16条 議長は、出席した会員の中から1名を議事録署名人として指名する。</p>	
(議決) 第12条 総会の議事は、出欠会員の過半数をもって決する。	<p>(議決)</p> <p>第17条 総会の議事は、この規約に別段の定めがあるものを除き、出席した会員の過半数をもって決する。</p>	
(新設)	<p>(総会議事録)</p> <p>第18条 総会の議事については、その経過の要領及び結果等を記載した議事録を作成し、議長及び議事録署名人が署名または記名押印する。</p> <p>2 前項の議事録は、総会の日から5年間、事務所に備え置かなければならない。</p>	
(役員会) 第13条 役員会は、支部長が必要に応じ招集する。	<p>(役員会)</p> <p>第19条 役員会は第7条(監査を除く)に掲げる役員で構成する。</p> <p>2 役員会は、支部長が招集する。</p> <p>3 監査は、必要に応じて役員会に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>4 役員の3分の1以上からの請求があったときには、支部長は役員会を招集しなければならない。</p>	役員会についての規定の明確化
(委員会) 第14条 本部の業務を遂行するため、必要な委員会を設けることができる。	<p>(委員会)</p> <p>第20条 本支部に、第3条に掲げる事業を遂行するため委員会を置くことができる。</p> <p>2. 委員会の委員は、支部長が委嘱し、その任期は役員の任期と同一する。</p>	
(財源)	(財源)	

第15条 本支部の経費は、会員の拠出金によるもののほか寄付金及びその他の収入をもって充てる。	第21条 本支部の経費は、会員の拠出金によるもののほか寄付金及びその他の収入をもって充てる。	
(会計年度) 第16条 本支部の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。	(会計年度) 第22条 本支部の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。	
(新設)	(予算及び決算) 第23条 本支部の予算案は、役員会がこれを作成し、総会の承認を受けなければならない。 2 本支部の決算書は、会計がこれを作成し、監査の会計監査を受けたうえで、総会の承認を受けなければならない。 3 定期総会が第13条に定める期間内に開催されないときは、当該予算が決定されるまでは前年度の予算をもって執行することができる。	予算や決算についての規定の新設
(新設)	(慶弔) 第24条 本支部は、別途慶弔規程を定めて、会員に対して慶弔金を支給することができる。	慶弔金に関する規定の新設 具体的内容は慶弔金規程で定める
(新設)	(改定) 第25条 本規約は、総会において、出席した会員の3分の2以上の賛成をもって改定することができる。	規約改定方法の明確化
(新設)	(施行日) 第26条 改定規約は、令和元年6月19日より施行する。	